

# BTMU CHINA WEEKLY

## トピックス： 今回の利上げは中国の経済政策の転換点となるか

8月18日、人民銀行は人民元預金貸出・基準金利利上げの発表を行った(翌日実施)。内容は発表日に弊行中国情報直接配信にて緊急連絡としてお伝えさせて頂いたとおりで下記URLをご参照下さい。  
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/406081801.pdf>

この利上げについては翌日付の Financial Times 紙が指摘するように、アナリストなどには驚きをもって迎えられた。なぜなら政府はこれまでに実施した施策の効果を今しばらくは見守るだろうと見られていたからだ。8月22日付の China Daily 紙も同様に市場にとっては驚きであったとしている。

この驚きの背景には、それまでの政府の景況認識が発表を見る限りでは比較的落ち着いていたことに加えて、利上げに先立って発表された7月の経済指標が、工業生産、固定資産投資などで減速を見せ、政策効果が現れ始めてきたことが確認できたことがあるだろう(次頁ご参照)。また、中国では窓口規制などの量的施策が中心であり、金利コントロールはあまり有効ではないとの認識が定着していたことも、金利政策に対する感性を鈍らせるものとなったかもしれない。いずれにしても期待を裏切り政策効果を高めるという中国金融当局の手法は健在なようだ。

この利上げを受けて、主要なアナリスト、エコノミストでは、年後半はこれまでの政策効果などから景気は減速するが、政策の効果を確定すべく本年中に今一度の利上げを行うとの見方が多数となってきたようだ。この予想は極めて説得力があるように感じられる。しかし、これはあまり理論的とはいえない手法ではあるが、2005年の人民元切上げ以来適切に期待を裏切り続けてきた中国金融当局の手腕と履歴から判断すると、年内の再利上げはないということになるのであろうか。

人民元基準金利の推移

	93年 7月	95年 1月	95年 7月	96年 5月	96年 8月	97年 10月	98年 3月	98年 7月	98年 12月	99年 6月	02年 2月	04年 10月	06年 4月28日	06年 8月19日
<b>預金金利(単位: %、年利ベース)</b>														
普通預金	3.15	3.15	3.15	2.97	1.98	1.71	1.71	1.44	1.44	0.99	0.72	0.72	0.72	0.72
定期預金														
3か月	6.66	6.66	6.66	4.88	3.33	2.88	2.88	2.79	2.79	1.98	1.71	1.71	1.71	1.80
6か月	9.00	9.00	9.00	7.20	5.40	4.14	4.14	3.96	3.33	2.16	1.89	2.07	2.07	2.25
1年	11	10.98	10.98	9.18	7.47	5.67	5.22	4.77	3.78	2.25	1.98	2.25	2.25	2.52
2年	11.70	11.70	11.70	9.90	7.92	5.94	5.58	4.86	3.96	2.43	2.25	2.70	2.70	3.06
3年	12.24	12.24	12.24	10.80	8.28	6.21	6.21	4.95	4.14	2.70	2.52	3.24	3.24	3.69
5年	13.86	13.86	13.86	12.06	9.00	6.66	6.66	5.22	4.50	2.88	2.79	3.60	3.60	4.14
<b>短期貸出(単位: %、年利ベース)</b>														
6ヶ月以内	9.00	9.00	10.98	9.72	9.18	7.65	7.02	6.57	6.12	5.58	5.04	5.22	5.40	5.58
6ヶ月～一年(含:1年)	11	10.98	12.06	10.98	10.08	8.64	7.92	6.93	6.39	5.85	5.31	5.58	5.85	6.12
<b>中長期貸出(単位: %、年利ベース)</b>														
1年～3年(含:3年)	12.2	12.96	13.50	13.14	10.98	9.36	9.00	7.11	6.66	5.94	5.49	5.76	6.03	6.30
3年～5年(含:5年)	13.9	14.58	15.12	14.94	11.70	9.90	9.72	7.65	7.20	6.03	5.58	5.85	6.12	6.48
5年超	14.8	14.76	15.30	15.12	12.42	10.53	10.4	8.01	7.56	6.21	5.76	6.12	6.39	6.84

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### ●7月の主要経済指標:投資は減速傾向を示す

固定資産投資は6月の前年比33.5%から7月は27.4%に減速(単月、下表には累積ベースを記載)。工業生産も6月の19.5%から7月は16.7%に減速(単月)、引締め政策の効果が現れ始めたと思われる。

#### 7月の主要経済指標

	金額	前年比(%)	6月 (前年比、%)
固定資産投資(都市部)* (億元)	44,771	30.5	31.3
第一次産業* (億元)	455	39.4	40.2
第二次産業* (億元)	19,782	34.5	35.0
第三次産業* (億元)	24,535	27.4	28.2
工業生産(付加価値ベース (億元))	7,200	16.7	19.5
社会消費財小売総額(億元)	6,012	13.7	13.9
消費者物価上昇率	-	1.0	1.5
工業品出荷価格	-	3.6	3.5
原材料・燃料・動力購入価格	-	6.7	6.6
輸出 (億ドル)	803.4	22.6	23.3
輸入 (億ドル)	657.2	19.7	18.9
貿易収支 (億ドル)	146.2	-	-
対内直接投資 (億ドル)	42.79	▲5.49	▲12.23

\*印は1月からの累積ベース

## 3. 貿易・投資

### ●北京市外資企業 独資化の動きが顕著

北京市投資促進局が発表した「2006年上期外商投資分析報告」に拠ると、北京市では合併企業の独資化の動きが加速しており、新規設立の外資企業も独資の割合が全体の70%以上に達していると指摘した。具体的に次のような特徴が見られる:

①既存合併企業で、中国側持分を買取り独資とするケースが増加。特に、小売業と物流業において顕著。②新規設立企業で、国内企業M&Aによる独資企業設立が増加。特に、広告業、人材コンサルタント業、小売業ではM&Aが一般的な進出方式になりつつある。

なお、外資合併企業の独資化は、北京のみならず既に全国でもよく見られる傾向にある。中国は世界第3位のM&A市場になっており、今年上期の中国におけるM&Aの取引金額は前年同期比71%増の410億米ドルとなった。因みに、外国投資家による国内企業M&A案件が急増していることから、商務部は8月9日、「外国投資者の国内企業M&Aに関する規定」を公布した。

## 2. 産業

### ●自動車輸出促進 10大支援策 討論中

商務部と国家発展改革委員会(国発改)は17日、「国家自動車及び自動車部品輸出基地」の称号授与式を開催し、席上商務部の薄熙来部長は今後の自動車政策について、自動車・部品の輸出拡大、知的財産権と自主ブランドを有する国産車の輸出促進等の輸出戦略を明らかにした。

商務部は国発改等関連部門と共同で、自動車輸出の健全な発展を目指し、下記10項目に亘る自動車輸出支援政策措置を近々公布する予定という。

- ①自動車輸出企業に対する公共の研究開発プラットフォームの提供。
- ②輸出信用保険の利用促進。
- ③自動車輸出関連の融資支援の拡大。
- ④自主ブランド車の輸出拡大。
- ⑤自動車輸出企業と運輸業者間の戦略的提携の促進。
- ⑥潜在的輸出相手国との相互認証の促進。
- ⑦技術向上の為の情報サービスの強化。
- ⑧中国製部品の国際交流プラットホームの創設。
- ⑨信用評価体制の構築、知的財産権の保護。
- ⑩輸出秩序維持の為の輸出行為の規範化。

なお、式典では、長春、上海、天津、武漢、重慶、厦門、芜湖、台州の8都市が「国家自動車及び部品輸出基地」の第1陣に指定され、また一汽集団、奇瑞公司を初めとする完成車及び部品メーカー160社が「国家自動車及び自動車部品輸出基地企業」に指名された。

## 4. 金融・為替

### ●中国銀行 香港の中国企業株(H株)指数に算入

香港のハンセン指数サービス会社が11日発表した中国企業株(H株/\*)指数変動報告によると、中国銀行が2006年9月1日よりH株指数の構成銘柄に採用されることになった。H株指数に算入された中国大陸の銀行としては、今年3月1日の中国建設銀行に次いで二番目となる。中国銀行は2006年6月1日に香港上場、8月11日時点の終値は3.42香港ドル、時価総額は2,599.89億香港ドルに上る。

なお、中国建設銀行は本年9月11日より、香港の代表的な株価指数であるハンセン指数の構成銘柄に加えられる。香港上場後1年足らずで、H株として初めてハンセン指数に組み入れられることとなった。従来、ハンセン指数は中国本土系の香港設立企業の株(レッド・チップス)を含む香港企業のみを対象としていたが、建設銀行のように時価総額が大きいH株の上場が相次いでいることから同行のハンセン指数への算入が決まったもの。

\*中国企業株(H株)指数: 国企指数とも呼ばれる。中国国内に設立された企業で香港に上場する企業の株価状況を反映する指数。現在のH株指数の構成銘柄は37。

# EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社  
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
 池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、8月上旬から中旬にかけて公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[政策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「商務部等 8 機関の技術導入及び革新の奨励、対外貿易成長方式の転換促進に関する若干の意見」(商服貿発[2006]13号、2006年7月14日発布)</li> <li>●「商務部の『国内貿易発展“十一五”計画』の印刷発布に関する通知」(商建発[2006]349号、2006年7月26日発布)</li> </ul> <p>[規則]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「商務部弁公庁の『国家発展奨励内外資プロジェクト確認書』の届出登記業務の強化に関する通知」(商資字[2006]162号、2006年7月19日発布、同年7月1日実施)</li> <li>●「外国投資者の国内企業合併・買収に関する規定」(商務部等 6 機関 2006 年第 10 号令、2006 年 8 月 8 日公布、同年 9 月 8 日施行)</li> </ul>	<p>今年 3 月に発布された商務部等 10 機関による「科技興貿“11 五”計画」で示された方針のうち、技術導入について目標、重点などを示したもの。</p> <p>国内貿易(商業及び関連サービス業)の第 11 次 5 カ年計画。</p> <p>商務部が省級商務部門に対して、外商投資企業の設備輸入免税の「プロジェクト確認書」と更新設備輸入免税の「輸入証明」を交付した後に商務部に専用ネットを使用して届出登記を行うよう通知したものの。実際には商務部門に交付権限があることを対外的に示したものと見られる。</p> <p>2003 年の「外国投資者国内企業合併・買収暫定施行規定」(2003 年 4 月 12 日施行)を改正したもの。</p>
---	---

### ●商業と関連サービス業の第 11 次 5 カ年計画が発表される

8月初旬に、商務部の「国内貿易発展“十一五”計画」が公表された。これは、国内貿易(卸売業、小売業、飲食業、ホテル業、物流配送業及び一部生活サービス業)の 2006 年から 2010 年までの第 11 次 5 カ年計画である。内容は、発展の現状と直面する情勢、指導指導・総体目標・発展戦略、主要任務、政策措置の 4 つだが、ここでは外資に関係する注目点を紹介したい。

#### 1) 総体目標

現代流通方式の発展推進、対外開放の水準と質の向上、流通企業の競争力増強、地区間と都市・農村間の協調発展、「節約型」発展メカニズムの確立、管理制度と法制度の健全化、市場秩序の整頓・規範化を図ることで、具体的な数値目標は次のとおり。

- ・消費財小売総額の年平均実質成長率:約 11%
- ・生産財販売総額の年平均実質成長率:約 11%
- ・卸売・小売・飲食業の年平均実質成長率:約 9%(GDP に占める割合は 10%程度)
- ・国内貿易就業者数:2010 年に 7100 万人
- ・チェーンストア企業(小規模なものを除く)の販売総額の年平均成長率:約 21%(消費財小売総額に占める割合は 25%程度)

#### 2) 主要任務

##### ①現代流通方式の発展

流通における情報化・自動化・標準化技術の研究開発・応用普及の強化、電子商取引の発展推進、新

型小売業態の発展推進、卸売業の経営・サービス方式の革新、現代物流体系の構築、商品取引市場のレベルアップ、重要商品（農産物、石油・石油精製品、塩、タバコ、食品、医薬品、出版物など）の流通体制改革の加速。

(注) 上記のうち、新型小売業態の発展推進については、大都市中心部での大型総合スーパーの制限、チェーンストアの発展(フランチャイズを含む)、消費需要の高い家電・IT製品・建材・家具・文化用品・オフィス用品・衣料品などの大型専門スーパーの育成、自動車の流通・サービス体系の健全化、工場直売センター・町内センター・住宅地区総合サービスセンターの発展、クレジットガードの普及などが述べられている。

卸売業の経営・サービス方式の革新については、メーカーと卸売企業の総代理店方式の発展、中小卸売業者と小売業者の連携による共同仕入・販売方式のチェーン組織の育成、大量生産財のユーザー直送・加工配送など流通コストを減少させる多様な方式の奨励、小型の会員制「現物購入・自己運搬式」のチェーン・スーパーの奨励、生産設備・工具・部品などの「工業品スーパーマーケット」の発展奨励などがあげられている。

## ② 農村市場体系の建設強化

「万村千郷市場工程」(県の政府所在都市と中心的都市を中心に、チェーン式のスーパー、コンビニなどの新型業態を発展させる計画)、「双百市場工程」(農産物卸売市場を標準化し、物流配送センター、市場情報センター、検査測定センター、取引所、倉庫、屠殺場などの基礎施設を改造する計画)の推進。

## ③ 住民に生産と生活に利便を供するサービス業の発展

住宅地区での商業・サービス施設の建設推進、飲食業の産業化・現代化レベルの向上、大衆ホテルの発展の規範化など。

## ④ 地区協調発展の促進

中心都市の役割強化、中西部地区の発展促進、辺境地区の商品取引市場の建設促進など。

## ⑤ 対外開放の水準の向上

先進的な商品流通モデル・経営サービス方式・経営理念・流通技術の導入・消化・吸収への注意、中西部地区と農村市場体系建設への投資の奨励・推進、物流配送センター・調達センター・農産物買付基地の建設への投資の奨励・推進、国内貿易企業のブランド保護、商業分野の対外開放の正常な秩序の維持、有力商品の輸出促進、海外投資の積極推進など。

## ⑥ 食品安全と市場安定の保障

市場参入と監督管理制度の健全化、「三緑工程」(安全・節約・環境保護型の消費を普及させる計画)の実施、国内市場のモニタリングとコントロールの強化。

## ⑦ 市場流通秩序の整頓・規範化

商取引での信用情報管理規則の制定、詐欺行為の取締り強化、知的財産権の保護、「地区封鎖」の打破。

## ⑧ 流通企業の競争力増強

国有流通企業の「減債脱困工程」の実施、有力流通企業の育成、中小流通企業の支援、国内企業のブランド育成。

## 3) 政策措置

### ① 立法と標準化の加速

独占禁止・都市商業網管理・商業フランチャイズなどの法律の早期制定、食品安全・ホテル・住民サービス・流通施設・商品情報・物流情報などの標準の早期制定・改定など。

### ② 優遇政策の制定促進

「万村千郷市場工程」・「双百市場工程」・「三緑工程」の推進、流通技術革新、エネルギー・物資節約、

再生資源回収体系・食品安全保障体系・標準化体系の建設などに対する財政支援。

- ③流通企業への金融支援(以下、内容省略)
- ④公平・合理の政策環境の創造
- ⑤人材育成の強化
- ⑥業界団体の役割発揮
- ⑦計画の実施メカニズムの確立

## ●商務部など8機関共同の技術導入に関する通知が発表される

7月14日付で、商務部、国家発展改革委員会、科学技術部、財政部、税関総署、国家税務総局、国家知識産権局、国家外貨管理局の技術導入に関する上記表中の通知が発表された。これは、3月15日付で発表された「科技興貿“11五”計画」にもとづくものだが、同計画では高新技术製品の輸出が強調されていたのに対して、技術導入について目標や政策措置を示したものだ。注目される点は、次のとおり。

### 1) 総体目標

2010年に、専有技術と特許技術の使用許諾契約金額の割合を全体の50%程度に引き上げ、導入技術の消化・吸収・組合せの資金の割合を高め、「技術導入～消化・吸収～革新・開発～国際競争力向上」の良性循環を実現する。

### 2) 政策措置

- ・多国籍企業の中国での研究開発機構設立を奨励。
- ・多国籍企業または先進国の技術先進企業との戦略的提携による外国側主導の技術研究・開発活動を奨励、誘導。外商投資企業との技術提携を奨励。
- ・外国企業のライセンス料に対する企業所得税の減免範囲の調整を検討。
- ・技術を単独で輸入する場合の課税価格の確定・徴税規則について、税関が関係部門と共同研究、制定。  
(注)貨物輸入と関係する技術輸入については、「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(2006年5月1日施行)で規定。本誌4月19日号をご参照。
- ・「中華人民共和国技術輸出入管理条例实施细则」を研究、制定。(注)同「条例」は2002年1月1日から施行。
- ・「中国輸入禁止・輸入制限技術目録」を定期的に調整。(注)現行「目録」は2002年1月1日施行の第1次目録。
- ・高エネルギー消費、高汚染、淘汰技術の輸入を禁止または制限。盲目的な重複輸入を制限。

## ●中国企業の合併・買収に関する新規定が公布される

8月8日付で、商務部、国务院国有资产监督管理委员会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、中国证券监督管理委员会、国家外貨管理局令として、中国企業(外商投資企業を含まない)の合併・買収に関する新しい規定が公布され、9月8日から施行される。これは、現行の「外国投資者国内企業合併・買収暫定施行規定」(2003年4月12日施行)を実質的に改正したものだ。

現行の規定から最も大きく変わった点は、一種の「株式交換」による買収を認めたことだ。これは、「国外会社の株主が保有する国外会社の株式権または国外会社の新規発行した株式を支払手段とし、国内会社の株主の株式権または国内会社の新規発行した株式を購入する行為」(第27条)をいう。日本の完全子会社化を目的とした株式交換とは異なるが、買収を容易にするという点では同じだろう。ただ、買収される側の中国企業も、外国企業の株式を取得する、即ち国外への証券投資を行うことになる。これが活発に行われるようになると、対中投資をめぐる様相は大きく変わると思われる。ここでは、この条件を整理しておく。

外国投資者が株式を保有する「国外会社」は、株式上場会社で、かつ直近3年間に会社と経営者が監督管理機関から処罰を受けたことがないことが条件とされている。(第28条)また、その株式については、①株主が合法的に所有し、かつ譲渡可能であること、②所有権をめぐる紛争がなく、質権・抵当権が設定されておらず、その他権利に対する制限がないこと、③公開・合法の証券取引市場(店頭市場を除く)で価格揭示

の上で取引されていること、が条件とされている。(第 29 条)

外国投資者が「株式交換」(ここでは便宜上こう言う)によって中国企業を買収する場合、中国企業またはその株主は中国に登録する「仲介機構」を顧問として招聘し、申請文書の真実性、「国外会社」の財務状況のほか、上記の条件を満たしているか、また資産評価機構に株式価値の評価を委託しているか、の精査を委託しなければならない、とされている。(第 30 条)

この「仲介機構」については、①信用が良好で、関係の業務経験があること、②重大な法令違反記録がないこと、③「国外会社」の登録地と上場地の法律制度及び「国外会社」の財務状況を調査、分析する能力があること、が条件とされるが、その従事する業務については特定されていない。(第 31 条)

この審査・認可は、商務部が行う。買収される「国内会社」の決議書や買収協議書などのほか、「国外会社」の株主状況説明書、5%以上の株式を保有する株主の名簿、定款、担保状況説明書、年度監査報告書、半年以内の株式取引状況報告書などを提出することとされている。(第 32 条)

商務部は、申請受理後、30 日以内で審査を行い、条件に適合すれば「外国投資者が株式権により国内会社を買収するもので、営業許可証交付の日から 6 ヶ月内有効」と注記した外商投資企業認可証書が交付される。(第 33 条)「国内会社」は、認可証書交付の日から 30 日以内に工商行政管理局、外貨管理局で変更登記を行い、「交付の日から 8 ヶ月内有効」と注記した外商投資企業営業許可証と外貨登記証が交付される。(第 34 条)

一方、「国内会社」は、外商投資企業営業許可証が交付された日から 6 ヶ月以内に、商務部と外貨管理局に「国外会社」の株式を保有することについての認可・登記手続きを行う。申請時には、「国外投資企業設立認可に関する規定」(注:商務部令 2004 年第 16 号令、2004 年 10 月 1 日施行)に定められる申請書類のほか、注記のある外商投資企業の認可証書と営業許可証を提出する。商務部が認可すると、中国企業国外投資認可証書と注記のない外商投資企業認可証書が交付される。その後、30 日以内に工商行政管理局と外貨管理局で注記のない外商投資企業営業許可証と外貨登記証と差し替える。(第 35 条)その後、税務局で変更登記を行うとされている。(第 38 条)

以上のように、手続きは煩雑だが、連続しており、各機関の審査期間の合計は最大でも 4 ヶ月ほどだ。「国内会社」が「国外会社」の株式を保有することについての商務部の認可手続きは、上記の「国外投資企業設立認可に関する規定」で「行政許可事項」とされ、この規定に定められる要件を満たしていれば、20 日以内に認可される。問題は、「株式交換」方式で中国企業を買収し、中国企業に自社の株式を譲渡することについて、メリットとリスクをどう見るか、ということだろう。

以上

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
				Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比				
2006.08.14	7.9885	7.9800~7.9905	7.9800	0.0040	6.8529	-0.0411	1.02700	0.0014	10.1720	-0.0145	2.5054	1651.04	-36.95
2006.08.15	7.9935	7.9895~8.0020	8.0015	0.0215	6.8666	0.0137	1.02730	0.0003	10.1600	-0.0120	2.4553	1677.41	26.37
2006.08.16	7.9830	7.9820~7.9930	7.9885	-0.0130	6.8769	0.0103	1.02680	-0.0005	-	-	2.4560	1699.33	21.92
2006.08.17	7.9745	7.9685~7.9825	7.9686	-0.0199	6.9020	0.0251	1.02492	-0.0019	10.2493	0.0893	2.4468	1685.54	-13.79
2006.08.18	7.9750	7.9720~7.9780	7.9745	0.0059	6.8720	0.0191	1.02578	0.0009	10.2280	-0.0213	2.3969	1679.86	-5.68

## トピックス

### 【14日】

米上院議員らは11日、同国が人民元相場を大幅に引き上げない場合に中国製品に高関税を課すことを求める法案は成立する可能性がほとんどないとの認識を示した。

ポールソン米財務長官は11日、米経済は良好であり、当初の急速な拡大から一段と持続可能なペースへと減速しているとの認識を示した上で「短期的に人民元の一段の柔軟性を示す必要があることは疑いなく、長期的には人民元が開かれた競争市場において取引可能となることを望む」「同国は高い貯蓄率の低下や景気の過熱阻止に向けて尽力する必要がある」と述べた。

新華社によると、劉明康 銀行業監督管理委員会（CBRC）委員長は、エネルギー、鉄鋼、不動産、運輸産業を金融にとってのリスクとして警告した上で、銀行業界の厳しい競争がリスクを増大させており、銀行は貸し出しを抑制するべきであるとの見解を明らかにした。

中国報が報じたところによると、政府のシニアエコノミストは、当局が経済成長の抑制を進める中、金利や預金準備率をさらに引き上げることが可能であるとの見解を示した。

### 【15日】

中国証券報によると、Yi Xianrong 社会科学院エコノミストは、経済をより均衡のとれたかたちとするために、金利を引き上げ市場の力により大きな役割をもたせるべきであるとの見解を明らかにした。

世銀は、中国経済が年内にわずかに減速する公算が大きく、政府はおそらく一段の引き締め策の必要性を判断する前に現行の引き締め策の効果を見極めようとするであろうとの認識を明らかにした。

### 【18日】

中国紙によると、Chen Dongqi マクロ経済研究院副院長は、人民元について、当局は年間3.0%~4.0%程度の上昇を容認すべきであるとし、国内の経済実態から判断して人民元は過去1年間と同程度の上昇率が適切だとの認識を示した。また、金融政策について年内は若干引き締め余地があるとした上で、政府はM2の伸びを今後数ヶ月間前年同月比+15.0%程度に抑制すべきであるとの見解を明らかにした。（下記利上げ発表以前の報）

中国証券報は、貿易黒字を縮小するため人民元の対ドル変動幅を拡大すべきであるとの論説を掲載した。同紙は匿名のエコノミストの話を用いし、切り上げ後の人民元の対米ドルでの上昇率は+1.7%にとどまっており、貿易収支にはほとんど影響を及ぼしていないと指摘。対米ドルでの人民元の柔軟性が依然として不十分であることを示しており、この状況が続けば、貿易黒字はさらに拡大することになるとした。その上で人民元の変動幅拡大は喫緊の課題になっているとした。

中銀は、投資・信用拡大の抑制を目的に、商業銀行の1年物預金基準金利及び貸出基準金利をそれぞれ27bp引き上げ2.52%、6.12%にすると発表した。尚、6ヶ月物貸出金利は18bp、5年以上貸出金利は45bpの引き上げとする等、長期金利の引き上げ幅を拡大させている。8月19日から実施予定。

## RMB レビュー&アウトック

- 前週から値を崩す動きが続いていた人民元は14日、1米ドル7.9885円で寄り付いた後続落し、15日には約1ヶ月ぶりの安値となる8.0020元を付けた。しかしその後人民元は急騰、17日には週間高値となる7.9685元を示現している。週末には中銀が4月に引続き今年2回目の貸出・預金金利の引き上げを行った。1-7月の都市部固定資産投資も+30%を超過するなど投資過熱が続いているが、半年以下の貸出金利の引き上げ幅を0.18%、5年超の貸出金利の引き上げ幅を0.45%とする等、長期金利の引き上げ幅を拡大し、急務となっている長期資金の引き締めに対応している。

（市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。